

平成20年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標(案)等の検討状況

資料4

WG	主務府省	法人名 ・公務員型は※ ・丸囲みの数字は見直し実施年度(注2)	主な業務	「勧告の方向性」等における 主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標終了年度	国の財政支出 (百万円) 21年度 概算決定額 (20年度 当初予算額)
2WG	環境省	環境再生保全機構①9	・公害に係る健康被害の補償及び予防 ・民間団体が行う環境保全に関する活動の支援 ・PCB廃棄物の処理の円滑な実施の支援 ・維持管理積立金の管理 ・石綿による健康被害の救済等の業務	・石綿健康被害救済業務に係る組織体制の見直し ・中期目標等における法人の任務・役割の明確化	法人全体として見直しを行う趣旨を明確にするため、「石綿健康被害救済業務に増員が必要な場合は、<u>機構全体の既存業務の合理化、見直し等により確保することとし、組織の肥大化を招くこととならないようにすること。</u>」と記載。 機構の行う業務は、環境省の任務である、「環境の保全(良好な環境の創出を含む。)を図ること(環境省設置法第三条)」を受けた、環境省施策体系との関係で、次のように整理される。 ○環境保健対策の推進として、 ・汚染者負担の原則を踏まえつつ、<u>公害健康被害者を公正に保護するために、「公害に係る健康被害の補償」を行うこと。</u> ・対象地域において、ぜん息等の発症や増悪を防止するために、「大気汚染の影響による健康被害の予防」を行うこと。 ・労災補償等の対象にならない石綿健康被害者が、<u>安んじて医療を受けられるようにするために、「石綿による健康被害の救済」を行うこと。</u> ○環境・経済・社会の統合的向上(調和ある発展)のうち、環境パートナーシップの形成として、 ・<u>民間団体による自発的な環境保全活動が自立的、継続的に行われるようにするために、「民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援」を行うこと。</u> ○廃棄物・リサイクル対策の推進として、 ・<u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物による人の健康や生活環境への被害を防止するために、中小企業者等における、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援」を行うこと。</u> ・<u>廃棄物最終処分場周辺の生活環境を保全するために、埋立処分終了後における、「最終処分場に係る維持管理積立金の管理」を行うこと。</u>	25	27,968 (26,040)

WG	主務府省	法人名 ・公務員型は※ ・丸囲みの数字は見直し実施年度 (注2)	主な業務	「勧告の方向性」等における 主な指摘事項	新中期目標(案)等	次期中期目標 終了年度	国の財政支出 (百万円) 21年度 概算決定額 (20年度 当初予算額)
3WG	文部科学省	日本学生支援機構⑱	・学生等に対する学資の貸与 ・留学生等に対する奨学金の給付等 ・学生生活支援	・奨学金の回収の強化 次期中期目標・中期計画においては、総回収率に係るものも含め現行の回収目標を上回る目標を具体的かつ定量的に設定	奨学金貸与事業は、返還金をその原資の一部として いることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還金の回収について、迅速かつ的確な現状把握と、適切かつ厳格な回収を実施するための方策を講ずる。特に、延滞債権について回収の抜本的強化を図る。 また、総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に82%以上にすることを目指し、返還金の回収促進策を推進する。 その際、目標として設定した総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。	25	151,450 (151,956)
4WG	国土交通省	奄美群島振興開発基金⑱	奄美群島振興開発計画に基づく事業への資金供給等	・融資業務、債務保証業務は、他の金融機関等に対応できない、あるいは法人が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化し、それ以外は廃止 ・奄美群島振興開発特別措置法が平成20年度末に期限切れになることを踏まえ、21年度以降における他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討	(融資業務については、自立経営農家育成資金の廃止、大島紬等特産品振興資金を廃止し地域資源等振興資金に統合、運転資金(短期)の貸付対象事業の縮小等を実施。債務保証業務については、保証のカバー率の引下げ等を実施。これらの措置は平成19年度及び20年度に実施済。) (奄美群島振興開発特別措置法の期限を5年間延長すること等を内容とする一部改正法案を国会へ提出。本法律は、平成21年4月1日施行予定。)	25	300 (300)

(注1) 奄美群島振興開発基金の主務省は、国土交通省及び財務省だが、便宜的に国土交通省欄に記載。なお、奄美基金は通則法35条(中期目標期間終了時の事務・事業の見直し)の適用除外であるため、平成18年度に勧告の方向性に準じた意見として指摘を行っている。

(注2) 「法人名」の項目において、中丸囲みの数字は見直し実施年度。

(注3) 「国の財政支出」の欄は、「平成21年度 独立行政法人等向け財政支出について(政府案)」(平成20年12月財務省主計局)等による。

(注4) 「新中期目標(案)等」の項目において、新中期目標の内容とはならない事実関係等(法案への反映状況等)は明朝体で記載している。